

CLOSE UP
野焼き



野焼きは原則禁止ですが
例外があります

近年、「近くの田畑から煙が上がっている」「雑草を焼いている」などの野焼きに関する通報が増えています。

野焼きは法律において原則禁止ですが、農業を営むためにやむを得ない雑草等の野焼きは例外となっています。

市民の皆さまも、煙や悪臭など直接被害を受けていない状況においては、「理解のほどよろしくお願いたします。」

■例外となる野焼き

- ・農業、林業、漁業に伴うやむを得ない焼却(もみ殻、稲わら、果樹剪定木、あぜ道の草、山野の下枝等)
- ・日常生活上の軽微な焼却(落ち葉たき、たき火等)
- ・風俗慣習、宗教上の行事に伴う焼却(どんど焼き等) など

■注意事項

- ・周辺の生活環境に支障を与え、苦情等があった場合には、例外に限らず、焼却を中止する。
- ・生活(みやびニール・プラスチック類)の焼却は絶対にしない。

・天候や風向き等に注意し、少量ずつ燃やすなど周辺環境に配慮する。

・実施者は消火の準備をし、完全消火までその場を離れない。

■届け出・申請が必要です

火災とまぎらわしい煙が発生する野焼き行為については、香南消防本部への届け出(急な実施の場合は電話連絡)をお願いします。

また、立木竹、雑草、堆積物等を面的に焼却する火入れ行為は、農林水産課への申請が必要です。

- ・消防本部 ☎55-4141
- ・農林水産課 ☎50-3015



▲詳細はホームページをご覧ください



問 環境対策課 ☎57-8508

CLOSE UP
募集

公共施設等適正配置計画(案)
意見募集と市民説明会開催



皆さまからのご意見を募集するとともに、市民説明会を開催しますので、ご協力とご参加をよろしくお願いたします。

※皆さんの「ご承ください」

■提出先

持参・郵送：契約管財課
FAX：0887-560576
電子メール：keiyakukanzai@city.kochi.konan.lg.jp

■計画案は、2月3日(月)より市のホームページと本庁舎契約管財課、各支所等で閲覧できます。

■市民説明会

日時・場所

- ① 2月10日(月) 赤岡市民館
- ② 2月12日(水) 夜須公民館
- ③ 2月13日(木) 香我美庁舎
- ④ 2月17日(月)
- ⑤ 2月18日(火)



市役所ホームページ

■提出方法

住所と氏名を明記のうえ、郵送、FAX、電子メール、持参のいずれか(様式指定なし)

問 契約管財課 ☎50-3029

CLOSE UP
介護

介護・聞こえに関する
お話を聞きにきませんか?

高齢者介護課では、春に二つのセミナーを開催します。介護をされている方、介護の仕事に興味のある方、聞こえについて気になる方など、どなたでもご参加いただけます。

① 介護施設現施設長に聞く！
ちよと気になる介護のお話

施設ってどんなところ?どんな種類の施設があるの?など、家族に介護が必要になったときに役立つお話や、認知症の基礎知識、介護の仕事の魅力などについてお話をさせていただきます。また、介護保険制度についても説明させていただきます。

■日時/令和7年3月4日(火)
13時半~15時半



② 聞こえに関するお話~難聴の早期発見と耳のフレイル予防のために~

「最近、加齢により聴力が衰えたと感じている」など、「自身やご家族の「聞こえ」について心配されている方は多くいらっしゃると思

います。聞き取る機能の衰えを放置すると、「コミュニケーションが円滑にできなくなり、社会的な孤立などから心身の活力の衰えが懸念されます。」
難聴についての基礎知識や、正しい補聴器の知識を学んでみませんか?
■日時/令和7年3月5日(水)
13時半~15時



《共通》

【対象者】どなたでも(年齢制限はありません)

【場所】のいちふれあいセンター

3階学習室

【参加費】無料

【申し込み方法】電話

【申し込み締め切り】2月28日(金)

問 高齢者介護課高齢者福祉係
☎57-8510

CLOSE UP
農業

制度を活用して地域の
農業・生活を守っていく!



近年、中山間地域での高齢化や就農人口の減少などにより、農業や集落の維持を懸念する声があがっています。

農業の担い手の負担軽減と所得向上、地域の活性化に結びつけていくための制度をご紹介します。

多面的機能支払制度

対象：市内全域

地域の共同活動を支援します。

▼水路の泥上げ、農道の路面維持など

田の場合③、000円/10アール

畑の場合②、000円/10アール

▼植栽やビオトープづくりなど農村環境活動

田の場合②、400円/10アール

畑の場合①、440円/10アール

▼水路や農道などの補修や更新

田の場合④、400円/10アール

畑の場合②、000円/10アール

※1アール=100平方メートル

※交付金は、全額が地域での共同活動に活用できます

中山間地域等直接支払制度
対象：中山間地域など

条件不利地での農業生産活動の継続を支援します。

▼急傾斜地の田の場合

(21,000円/10アール)

▼急傾斜地の畑の場合

(11,500円/10アール)

交付金は個人配分および共同活動(草刈りや水路の補修など)といった地域と農業者の実情に応じた幅広い用途に活用できます。

【すべての制度において】

※金額は活動内容によって変動します

※対象地域など詳細はお問い合わせください

お住まいの地域に合った制度活用を提案させていただきますので、興味がある方はぜひ農林水産課へご相談ください。なお、令和7年度から活用したい場合は、3月中に一度ご連絡をお願いします。

問 農林水産課 ☎50-3015